

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類 【国民生活事業】

| | |
|---------|--|
| 個人・法人共通 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 借入申込書<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書【はじめてご利用いただく方】<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。)<input type="checkbox"/> 創業計画書 (事業を開始して間もない方) |
| 個人営業の方 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書 (申告されている方) |
| 法人営業の方 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書を含みます。)<input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (はじめてご利用いただく方) |

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き 【国民生活事業】

1 お申込

- ・お申込に必要な書類をご提出いただきます。

2 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ・ご準備いただく書類は、営業状況等が分かる書類などです。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。